

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道天塩郡豊富町

2 構造改革特別区域の名称

豊富町福祉有償輸送特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道天塩郡豊富町の全域

4 構造改革特別区域の特性

豊富町は、北海道の北部稚内市に隣接する人口4,907人(平成17年12月1日現在)周囲135.2km、東西28.5km、南北17.8km、面積520.67平方kmの豪雪寒冷地の町である。基幹産業は酪農で、他に環境省より平成4年に国民保養温泉地として指定を受けた豊富温泉、平成17年11月にラムサール条約に登録されたサロベツ原野を中心とした観光にも力を入れている。

人口動態では、昭和42年4月の9,972人がピークで、日曹炭鉱が閉山した昭和47年7月以降は減少傾向となり平成16年9月に5,000人を割り込んだ。

当町も過疎地の例に漏れず、65歳以上人口は1,215人で高齢化率は24.76%(平成17年12月1日現在)と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。また、独居高齢者が222名、高齢夫婦世帯が151世帯となっており、高齢者人口の43.1%にあたる524名が高齢者のみの世帯となっている。加えて身体障害者292名、知的障害、精神障害者の移動制約者が生活している。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける方は増加傾向にある。

本町の交通網は、国道40号を主要幹線として、主要道道3路線、一般道道5路線及び町道によって構成されている。平成16年11月に道北圏と道央圏を結ぶ雪に強い高速交通ネットワークの形成を目指し高規格道路豊富バイパスが開通したが、道央圏と接続されるまでは、まだかなりの年数が必要である。

(1) 身体機能の低下や障害により単独での移動が困難な移動制約者の状況

介護保険サービス利用者

高齢者人口の 19.3%が要介護（支援）認定を受けており、在宅においては 100 人（高齢者人口比 8.2%）が居宅介護サービスを利用している。高齢者の在宅生活を支えると共に疾病の早期発見早期治療により、将来の医療費及び介護給付費を抑制する上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護度が高くなるにつれ車椅子対応・ストレッチャー対応といった福祉車両での輸送のニーズが増すが、サービス利用者の 51.5%を占める要支援、要介護 1 及び要介護 2 の方についてはその殆どが福祉車両を必要とする状況ではない。

要介護（要支援を含む）認定者数（平成 17 年 12 月 1 日現在）単位：人

区分	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	39	75	23	36	29	33	235
65～74歳	10	9	3	6	6	2	36
75歳以上	29	66	20	30	23	31	199
第 2 号被保険者	2	1	1	1	0	3	8
総 数	41	76	24	37	29	36	243

高齢者人口	1,215人	認定第1号被保険者 / 高齢者人口	19.34%
-------	--------	-------------------	--------

居宅介護（居宅支援）サービス受給者数（平成 17 年 10 月 31 日現在）単位：人

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	24	50	9	8	5	2	98
第 2 号被保険者	1	1	0	0	0	0	2
総 数	25	51	9	8	5	2	100
(再掲)	93(93.0%)			7(7.0%)		100%	

身体障害者 居宅介護

身体障害者手帳の交付を受けている方は 293 名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は 193 人、視覚障害者は 28 人を数える。1 級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いが、全体の 46.6%に当たる 2 級以下の方及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による対応が充分可能である。

身体障害者手帳交付状況

(平成17年12月1日現在) 単位：人

	18歳以上						18歳未満
	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計	肢体不自由
1級	41	7	0	30	0	78	0
2級	43	8	6	1	0	58	3
3級	31	3	5	7	2	48	0
4級	48	0	4	9	0	61	0
5級	17	5	0	0	0	22	0
6級	10	5	7	1	0	23	0
計	190	28	22	48	2	290	3

知的障害者

社会福祉法人が、通所授産施設を擁し、知的障害者の自立訓練や就労体験を通じ施設入所から地域での生活へ移行する取り組みを実施している。

又、近隣町村の知的障害者入所更正施設・グループホーム・生活寮等の居住施設や通所更生施設の利用者も相当いる。

知的障害者ホームヘルプサービスを利用できる在宅の知的障害者及び支援費による移動介助を利用できる障害者等は、障害者政策の変更により今後増加が見込まれる。一般的に知的障害者は交通法規の理解、安全確認などが的確にできない方が多く、介護者や環境が変わることによってパニックに陥る方も多い。そのため、肢体不自由との重複が無い知的障害者、特に中度以上の方に係る通院や余暇活動への移動介助は、気心の知れたホームヘルパーの運転するセダン型等車両による福祉有償運送が必要になる。

居住区分別知的障害者数

(平成17年12月1日現在)

区分	施設数	障害者区分別入居数				ヘルプ対象者 (再掲)
		A	B	その他	計	
入所厚生施設	5	10	4	0	14	
通勤寮	1	0	1	0	1	
グループホーム	2	0	2	0	2	
生活寮	0	0	0	0	0	
在宅	4	11	5	2	18	1
合計	12	21	12	2	35	

精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、平成 17 年 12 月 1 日現在で 66 名である。引きこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となったり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど障害の内容とその対応は多様であり、ヘルパーによるセダン型等の車両を使用した移動支援により、通院や公共施設の利用を増やすことが必要である。

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

(株)沿岸バスが、豊富駅前から温泉方面を經由し幌延町・留萌市行きが 1 日 6 便、豊富高校・温泉経由幌延町行きが 1 日 1 往復、豊富駅前からサロベツ原野方面が 1 日 3 便運行されている。国道 40 号線を主要路線としているため町立病院前は路線から外れていたり、バスの通っていない地区が多い、移動制約者に対応できるものではない、バス停留所も障害者対応にはなっていないなどの理由により、利用者は極めて少ない状況にある。

町立病院受診用地区巡回バス

当町では市街地以外の地区が 23 地区あり、その内バスが通っていない地区は 18 地区ある。この 18 地区の高齢者等は病院受診の際、家族に送迎をしてもらうことになるが、農繁期になると希望通り受診できない事もある。そこで、定期受診を確保し治療・疾病の予防を行うために町立病院受診用地区巡回バスを月 2 回運行（無料）しているが、運行日数が少ない・急な受診を要する場合の対応が出来ない・視覚障害者や知的障害者に特段の配慮をした対応までできていない等の制限がある。

タクシー事業者

町内には、豊富ハイヤー(株)があり、タクシー 1 台で午前 7 時 30 分から午後 6 時までの営業のため、夕方以降は無い状況である。介護タクシー等福祉車両によるサービスを提供する事業者は、近隣町村にも無い状況である。

鉄路

JR 宗谷北線が通っており、稚内方面が 1 日 9 本、旭川方面が 1 日 9 本運行されている。通学・通勤・買い物・病院受診と利用頻度の高い稚内方面への列車に乗車するためには、エレベーター・エスカレーター等の機能が付いていない跨線橋を渡らなければならない。そのため車椅子利用者の単独利用は不可能であり、高齢者・歩行困難者等にはかなりの負担がかかっている。

(3) ボランティア輸送の実績事業者

介護保険制度施行後も民間事業者の参入は見られず、町内の訪問介護事業所は社会福祉法人豊富町社会福祉協議会であり、介護保険の事業所指定を受けている。訪問介護利用者の内 14 名がヘルパーの乗降介助サービスを利用しており年延べ回数で 1,864 回の提供実績がある。利用者の状況を見ると市街地に居住している者は車椅子・ストレッチャー対応が必要な者が多く、地区に居住している者は身体機能の低下は軽度だがバス・汽車等の交通機関が運行されていない・病院受診が毎週必要で月 2 回の病院受診用地区巡回バスでは回数が不足する等各種支障が見られる。そのためセダン型車両の充実により移動制約者に対する移動支援の拡充が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

町内及び近隣町村間の移動手段として、路線バス等が運行されているものの便数が少ないこと・運行地区が限られていることなどから、利用者にとって十分な利便性が確保できているとはいえず、日常生活では自家用車による移動が中心となっている。特に移動制約者にとっては家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない状況であるが、農繁期等になるとそれも希望通りには行かない状況である。

福祉車両による有償ボランティア輸送は、車イス等を常時利用される方の移動手段としては有効であるが、要介護認定を受けた方の大部分や知的障害者、視覚障害者に対する移動支援には一般乗用車両でのサービス提供が充分可能である。台数の限られた福祉車両ではなく、セダン型等の一般乗用車両を使用した NPO 等による有償ボランティア輸送を充実することにより多くの移動制約者に対する輸送サービス提供が可能となり、高齢者、障害者が住みなれた地域での在宅生活を続けることが容易になり、地域福祉の充実を推進することができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することで、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。また、既存の社会福祉法人のみならずNPO法人やボランティア団体の活動の活発化及び新規参入を促す。

これにより、当町の町政運営の指針となる第3次豊富町総合計画の保健福祉分野の基本目標である「豊かな自然と調和し、安心して暮らせる定住できるまちづくり」の実現を目指すことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成17年12月の介護保険による訪問介護の利用者25人中、通院の支援を受けた方は14人となっている。また、人工透析を必要とする内部障害者は2人である。その他の高齢者や障害者の多くが移送サービスの充実を必要としている。今回申請する福祉有償運送のセダン型車両への拡大を行なうことによって、これらの移動制約者の通院・送迎を安定してサービス提供することができる。家族の介護負担の軽減により介護者の就労機会の促進が図られる。稚内市・名寄市等の専門性の高い病院への通院回数の増加が見込まれる。疾病の早期発見・早期治療による医療費の抑制・将来の介護給付費の抑制が図られる。高齢者や障害者本人の活動範囲を拡大させるとともに安心して住み慣れた地域での生活を維持することができる。離農した場合、高齢者は地区で生活の継続を行い、子供たちは市街地へ移住するケースが多いが、こうした家族のふれあいの機会が増える。高齢者の外出する機会を増やすことにより、閉じこもりを予防すると共に認知症の進行抑制の効果が期待される。高齢者が元気であることで、地区の活性化が図られ、明るい社会が実現される等が期待できる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外出支援サービス事業

- ・対象者～在宅高齢者で単身又は高齢者のみの世帯員で、老衰、心身の障害、傷病等により通常の交通手段では外出が困難な寝たきり状態又は車イス利用者
- ・内 容～居宅から在宅福祉サービス又は介護予防生活支援事業を実施する施設及び最寄りの医療機関までの移送。
- ・利用料～無料
- ・車 両～福祉車両及び一般車両
- ・平成16年度利用者～62人 延べ744回利用

(2) 介護保険法に規定する訪問介護事業の乗降介助

- ・対象者～要介護認定者
- ・内 容～居宅から在宅福祉サービス又は介護予防生活支援事業を実施する施設及び最寄りの医療機関までの移送。
- ・利用料～厚生労働大臣の告示する介護報酬
- ・車 両～福祉車両及び一般車両
- ・平成16年度利用者～14人 延べ1,864回利用

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

豊富町内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が豊富町

(3) 事業により実現される行為

事業に関する主体がセダン型車両を用いて、要介護(要支援を含む)認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。しかし、車椅子等を使用しない移動制約者はセダン型車両での対応が求められていることから、使用車両をNPO等が所有するセダン型等の一般自家用車にまで運用の拡大を行なうことによって、高齢者及び障害者の通院・社会参加が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

(2) 豊富町福祉有償運送等運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による豊富町福祉有償輸送等運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は、豊富町保健福祉課に置く。

運営協議会は、豊富町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・豊富町長が指名する職員
- ・旭川運輸支局長が指名する職員
- ・公共交通機関に関する学識経験者
- ・有償運送利用者代表
- ・地域住民代表
- ・地域ボランティア団体代表
- ・(株)沿岸バス代表
- ・豊富ハイヤー(株)代表取締役社長
- ・宗谷保健福祉事務所(オブザーバー)

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

豊富町内で活動する社会福祉法人、NPO法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを活動を行なうことを主たる目的とするものに限る。）、医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められたものとする。

- ・介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第3項に規定する「要介護者」及び第4項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害(人工血液透析を受けている場合を含む。)、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済(搭乗者傷害を対象に含むものに限る)に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。